平成２７年（フ）第５９５６号
東京都東大和市桜が丘４丁目322番地
破産者　株式会社サンエス
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８３号
長野県上田市保野367番地２
破産者　株式会社ノア
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第４５８号
神戸市中央区元町通３丁目６番２号
破産者　佐治産業株式会社
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７７号
相模原市南区東林間３丁目５番３号
破産者　株式会社藤蔵開発
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第７６号
富山市押上807番地
破産者　北陸運輸株式会社
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３３号
静岡県富士市中之郷171番地の１
破産者　尾崎ビジネスフオーム株式会社
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１９８号
鹿児島県鹿児島市吉野町11295番地の８
破産者　有限会社上原清建設
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２０８号
北海道川上郡弟子屈町高栄２丁目１番20号
破産者　藤田　　盛
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１５８号
群馬県高崎市貝沢町330番地
破産者　天田　房夫
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１５９号
群馬県高崎市旭町34番地２　アパガーデンパレス高崎1101号
破産者　藤井　弘子
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第８４号
長野県千曲市大字八幡1839番地３
破産者　酒井ゆえみ
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第９１号
静岡県富士宮市万野原新田3119－８、住民票上の住所静岡県富士宮市万野原新田4041番地の３
破産者　日原　紀彦
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１４００号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番101－1407号大幸東団地
破産者　ＺＥＲＯ－１こと　林　　實
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４０１号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番101－1407号大幸東団地
破産者　林　三四子
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２２７号
北海道帯広市東９条南６丁目８番地50
破産者　新妻　　嵩
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第７１号
宮城県登米市豊里町新町９番地23　ポパイサーティーンＡ棟、破産手続開始決定時の住所青森県八戸市大字市川町字尻引前山31番地1396
破産者　大久保順一
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第５５号
宮城県大崎市松山金谷字鍋田32番地　松山駅前住宅３号棟106号、従前の住所宮城県大崎市松山金谷字鍋田32番地　松山駅前住宅３号棟303号
破産者　今野　拓美
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１２４号
山形県西置賜郡白鷹町大字山口2025番地３
破産者　山口伊勢雄
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部